



# 島根県報

平成24年8月24日（金）

第2,421号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（　　　　　）	2
保安林の指定の解除	（森林整備課）	2
保安林の指定施業要件の変更	（　　　　　）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	3

### 【公 告】

平成24年度前期技能検定3級の合格者	（雇用政策課）	4
--------------------	---------	---

### 【教委告示】

博物館登録原簿の登録事項の変更	（文化財課）	5
-----------------	--------	---

**告 示****島根県告示第491号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成24年8月24日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
大田市	訪問看護	大田市立病院訪問看護ス	大田市大田町吉永1428-3	平成24年8月23日
	介護予防訪問看護	テーション		

**島根県告示第492号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成24年8月24日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ひまり	居宅介護支援	ひまり 居宅介護支援事業所	出雲市馬木町758番地2	平成24年8月15日

**島根県告示第493号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年8月24日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安来市伯太町草野589-4、589-5、590-32
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

**島根県告示第494号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成24年8月24日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年10月7日農林水産省告示第1391号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**島根県告示第495号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成24年 8月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ドラッグコスモス白枝店 出雲市白枝町字南芦田953外3筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所  
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年 4月11日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,658平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の位置及び収容台数  
59台（建物敷地内）
  - イ 駐輪場の位置及び収容台数  
20台（建物西側）
  - ウ 荷さばき施設の位置及び面積  
50平方メートル（建物西側）
  - エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
13.5立方メートル（建物内西側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前10時00分から午後10時00分まで
  - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時30分から午後10時30分まで
  - ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所（建物敷地西側及び北側）

- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 2 届出年月日  
平成24年 8 月10日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所  
出雲市産業観光部産業振興課（島根県出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先  
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他  
意見書に記載する氏名は、自署によること。

## 公 告

平成24年度前期技能検定3級の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成24年 8 月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 3級技能検定

#### 機械加工（普通旋盤作業）

A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0005	A 甲0006	A 甲0007	A 甲0008
A 甲0009	A 甲0010	A 甲0012	A 甲0013	A 甲0014	A 甲0016	A 甲0017	A 甲0018
A 甲0019	A 甲0020	A 甲0021	B 0001	B 0002	D 0001	D 0002	

#### 機械加工（フライス盤作業）

B 0001

#### 機械保全（機械系保全作業）

A 甲0001	A 甲0002	A 甲0003	A 甲0004	A 甲0008	A 甲0010	A 甲0014	A 甲0015
A 甲0016	A 甲0017	A 甲0018	A 甲0019	A 甲0020	A 甲0021	A 甲0022	A 甲0023
A 甲0024	A 甲0025	A 甲0026	A 甲0027	A 甲0028	A 甲0029	A 甲0030	A 甲0031
A 甲0032	A 甲0033	A 甲0034	A 甲0035	A 甲0036	A 甲0037	A 甲0038	A 甲0039
A 甲0040	A 甲0041	A 甲0042	A 甲0043	A 甲0044	A 甲0045	A 甲0046	A 甲0047
A 甲0048	A 甲0049	A 甲0050	A 甲0051	A 甲0052	A 甲0053	A 甲0054	A 甲0056
A 甲0057	A 甲0059	A 甲0060	A 甲0061	A 甲0062	A 甲0063	A 甲0064	A 甲0066
A 甲0067	A 甲0069	A 甲0070	A 甲0071	A 甲0072	A 甲0074	A 甲0076	A 甲0077
A 甲0079	A 甲0080	A 甲0081	A 甲0082	A 甲0083	A 甲0084	A 甲0086	A 甲0087

A 甲0088 A 甲0089 A 甲0090 A 甲0091 A 甲0092 A 甲0093 A 甲0094 A 甲0095  
 A 甲0097 A 甲0098 A 甲0099 A 甲0100 A 甲0101 A 甲0103 A 甲0104 A 甲0105  
 A 甲0106 A 甲0107 A 甲0108 A 甲0109 A 甲0110 A 甲0111 A 甲0112 A 甲0113  
 A 甲0114 A 甲0115 A 甲0116 A 甲0117 A 甲0118 B 0001 B 0004 C 0001 C 0002

機械保全（電気系保全作業）

C 0001 C 0002

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

A 甲0001 A 甲0002 A 甲0004 A 甲0005 A 甲0006 A 甲0007 A 甲0008 A 甲0009  
 A 甲0012 A 甲0014 A 甲0015 A 甲0017 A 甲0018 A 甲0019 A 甲0020 A 甲0023  
 A 甲0024 A 甲0025 B 0001

## 教 育 委 員 会 告 示

### 島根県教育委員会告示第5号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定により、平成24年8月24日付けで次のとおり博物館に係る登録事項の変更登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和27年島根県教育委員会規則第6号）第7条第2号の規定により告示する。

平成24年8月24日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

設置者の名称		博物館の名称	博物館の所在地
変更前	変更後		
財団法人足立美術館	公益財団法人足立美術館	足立美術館	安来市古川町320
財団法人田部美術館	公益財団法人田部美術館	田部美術館	松江市北堀町310-5
財団法人手銭記念館	公益財団法人手銭記念館	手銭記念館	出雲市大社町杵築西2450番地1
財団法人石見安達美術館	公益財団法人石見安達美術館	石見安達美術館	浜田市久代町1655-28
財団法人可部屋集成館	公益財団法人可部屋集成館	可部屋集成館	仁多郡奥出雲町上阿井1655